

結婚応援企画プロジェクト運営業務仕様書

1 業務名

結婚応援企画プロジェクト運営業務

2 目的

「結婚応援都市宣言」に基づき、結婚の希望を叶えたい方や結婚生活をスタートされた方の不安や悩みに寄り添いながら結婚や結婚生活に関する助言を行う者(以下、メンター)を養成し、メンターを中心に、家庭、地域、企業が連携し結婚を応援する体制をつくることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 履行場所

坂井市内及び県外(研修先含む)

5 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) メンター養成の企画・運営業務
- (2) 相談会の企画・運営業務
- (3) 活動PR業務

6 業務の詳細

(1) メンター養成の企画・運営業務

ア メンターの養成及びメンター認定制度の設計を行うこと。

イ メンターの養成にあたっては、対面型の講座を行うこと。講座の実施にあたっては、講座の企画、受講者の募集に係る広報業務、関係各所との連絡調整、資料の作成、講座の運営を行うこと。なお、受講者の受付及び情報管理は委託者が行い、適宜、受託者と情報共有を行うこと。

ウ 受講者は10人と想定する。

エ 広報業務は、チラシのデザイン、チラシの印刷製本、配布を含めること。

オ 講座の内容は、昨今の結婚事情など結婚相談に応じるために必要な知識を学ぶことができる内容であり、かつ、個人情報の取り扱い、多様性への理解を含め、誠実に相談者に寄り添うことができるメンターの養成につなげることができる内容にすること。

カ 講座の内容は、市外で本事業主旨と同様の事業を行っている先進地での視察研修を含めること。

- キ 講座の構成時間は、1 講座 1 時間以上の 10 講座で設計すること。
- ク 講座の講師は、結婚相談に関する知識と経験を持ち、講義内容に精通した人物でなければならない。
- ケ メンターの認定制度の設計にあたっては、認定の要件として養成講座の受講を含めること。
- コ メンターの認定制度の設計にあたっては、相談者の不安の軽減や解消に導くノウハウの保持や相談者に親身に寄り添える誠実性を担保できるようにすること。
- サ 受講者にアンケート調査を行い、業務の改善に取り組むこと。

(2) 相談会の企画・運營業務

- ア 結婚や結婚生活の悩みの相談に応じる相談会を開催すること。相談会の開催にあたっては、企画業務、相談会開催にかかる広報業務、関係各所との連絡調整、相談会の運営を行うこと。なお、相談者の受付及び情報管理は委託者が行い、適宜、受託者と情報共有を行うこと。
- イ 相談会は3回以上開催すること。
- ウ 広報業務は、チラシのデザイン、チラシの印刷製本、配布を含めること。
- エ メンター養成講座の講師などすでに知識や経験を保有する者が対応すること。
- オ 養成講座の受講者も相談会に参加し、上項の講師とともに対応することで、相談の実践の場とすること。
- カ 相談者及びメンターにアンケート調査を行うこと。

(3) 活動PR業務

- ア 市内を中心に広く結婚の意識醸成につながる取り組みを行うこと
- イ 紙媒体の広報物のデザイン、印刷製本、配布を行うこと。

7 留意事項

- (1) 特定の商品の販売、斡旋または本事業以外への勧誘など、趣旨を逸脱する活動は一切行わないこと。
- (2) 結婚に関する価値観の押し付けとにならないようにすること。
- (3) 受託者は本業務の履行中に知り得た個人情報及び秘密情報に関し、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、以後の処理について委託者の指示に従うものとする。
- (4) 本業務において作成された広報物の著作権は委託者に帰属する。また、講座等で撮影された写真データ等の著作権、肖像権についての交渉、権利処理は受託者の責任と費用負担において行うものとする。
- (5) 本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託者による事前の承認を得た場合は、この限りでない。